

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社ベネッセホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	岡山県岡山市北区南方三丁目7番17号
【最寄りの連絡場所】	東京都多摩市落合一丁目34番地
【電話番号】	042-356-0808
【事務連絡者氏名】	広報・IR部長 増本 勝彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社ベネッセホールディングス (岡山県岡山市北区南方三丁目7番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ベネッセホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アップをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年2月1日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

(1) 本公開買付応募契約

(2) 有価証券担保差入証

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(1) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

〔訂正前〕

(前略)

当社は本公開買付けにあたり、マルコ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、(i)マルコが所有する対象者の普通株式（所有株式数：2,040,000株、所有割合：19.79%（小数点以下第三位を四捨五入））について、設定された担保権を解除のうえ（マルコによれば、本届出書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本届出書提出日以降、担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。）、そのうち1,000,000株（所有割合：9.70%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式（所有株式数：1,160,900株、所有割合：11.26%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式（対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。）の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています（なお、本公開買付応募契約の概要については、下記「(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）、

(後略)

〔訂正後〕

(前略)

当社は本公開買付けにあたり、マルコ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、(i)マルコが所有する対象者の普通株式（所有株式数：2,040,000株、所有割合：19.79%（小数点以下第三位を四捨五入））について、設定された担保権を解除のうえ（マルコによれば、平成24年2月9日付で、当該担保権は解除されたとのことです。）、そのうち1,000,000株（所有割合：9.70%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式（所有株式数：1,160,900株、所有割合：11.26%（小数点以下第三位を四捨五入））の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式（対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。）の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています（なお、本公開買付応募契約の概要については、下記「(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）、

(後略)

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

〔訂正前〕

当社は本公開買付けにあたり、マルコ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で本公開買付応募契約を締結し、(i)マルコが所有する対象者の普通株式(所有株式数:2,040,000株、所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))について、設定された担保権を解除のうえ(マルコによれば、本届出書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本届出書提出日以降、担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。)、そのうち1,000,000株(所有割合:9.70%(小数点以下第三位を四捨五入))を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式(所有株式数:1,160,900株、所有割合:11.26%(小数点以下第三位を四捨五入))の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式(対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

(後略)

〔訂正後〕

当社は本公開買付けにあたり、マルコ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で本公開買付応募契約を締結し、(i)マルコが所有する対象者の普通株式(所有株式数:2,040,000株、所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))について、設定された担保権を解除のうえ(マルコによれば、平成24年2月9日付で、当該担保権は解除されたとのことです。)、そのうち1,000,000株(所有割合:9.70%(小数点以下第三位を四捨五入))を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式(所有株式数:1,160,900株、所有割合:11.26%(小数点以下第三位を四捨五入))の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式(対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

(後略)

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(1) 本公開買付応募契約

〔訂正前〕

当社は、マルコ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で本公開買付応募契約を締結し、(i)マルコが所有する対象者の普通株式(所有株式数:2,040,000株、所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))について、設定された担保権を解除のうえ(マルコによれば、本届出書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本届出書提出日以降、担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。)、そのうち1,000,000株(所有割合:9.70%(小数点以下第三位を四捨五入))を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式(所有株式数:1,160,900株、所有割合:11.26%(小数点以下第三位を四捨五入))の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式(対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

〔訂正後〕

当社は、マルコ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で本公開買付応募契約を締結し、(i)マルコが所有する対象者の普通株式(所有株式数:2,040,000株、所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))について、設定された担保権を解除のうえ(マルコによれば、平成24年2月9日付で、当該担保権は解除されたとのことです。)、そのうち1,000,000株(所有割合:9.70%(小数点以下第三位を四捨五入))を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式(所有株式数:1,160,900株、所有割合:11.26%(小数点以下第三位を四捨五入))の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式(対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

(2) 有価証券担保差入証

〔訂正前〕

マルコは、株式会社三菱東京UFJ銀行との間で、平成16年7月15日付「有価証券担保差入証」に基づき、その所有する対象者の普通株式1,700,000株(所有割合:16.49%(小数点以下第三位を四捨五入))に対して、株式会社三菱東京UFJ銀行を担保権者とする担保権を設定しております。なお、マルコによれば、本届出書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本届出書提出日以降、担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。

〔訂正後〕

マルコは、株式会社三菱東京UFJ銀行との間で、平成16年7月15日付「有価証券担保差入証」に基づき、その所有する対象者の普通株式1,700,000株(所有割合:16.49%(小数点以下第三位を四捨五入))に対して、株式会社三菱東京UFJ銀行を担保権者とする担保権を設定して**おりましたが**、マルコによれば、平成24年2月9日付で、当該担保権は解除されたとのことです。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

〔訂正前〕

当社は、マルコ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で本公開買付応募契約を締結し、(i)マルコが所有する対象者の普通株式(所有株式数:2,040,000株、所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))について、設定された担保権を解除のうえ(マルコによれば、本届出書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本届出書提出日以降、担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです)、そのうち1,000,000株(所有割合:9.70%(小数点以下第三位を四捨五入))を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式(所有株式数:1,160,900株、所有割合:11.26%(小数点以下第三位を四捨五入))の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式(対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

(後略)

〔訂正後〕

当社は、マルコ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で本公開買付応募契約を締結し、(i)マルコが所有する対象者の普通株式(所有株式数:2,040,000株、所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))について、設定された担保権を解除のうえ(マルコによれば、平成24年2月9日付で、当該担保権は解除されたとのことです)、そのうち1,000,000株(所有割合:9.70%(小数点以下第三位を四捨五入))を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式(所有株式数:1,160,900株、所有割合:11.26%(小数点以下第三位を四捨五入))の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式(対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

(後略)